

日本語教師養成・研修推進拠点整備事業  
審査基準

## 1 書類審査

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、書類審査と合議審査により審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、(3)に示す審査項目ごとに、(1)、(2)に示す得点基準に基づき点数化する。そして、各委員の合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

### (1) 得点基準〔審査項目①～⑤〕

とても優れている＝10点      優れている＝9点      やや優れている＝7点  
普通＝5点      やや劣っている＝3点      劣っている＝1点  
審査の対象となる審査項目として認められる内容がない＝0点

### (2) 得点基準〔審査項目⑥〕

下記の評価基準に基づき、認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

〔審査項目⑥の評価基準〕

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等
  - ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点
  - ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝3点
  - ・認定段階3＝4点
  - ・プラチナえるぼし認定＝6点
  - ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。）＝1点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
  - ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝2点
  - ・トライくるみん認定＝3点
  - ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝3点
  - ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝3点
  - ・プラチナくるみん認定＝6点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
  - ・ユースエール認定＝4点
- 上記に該当する認定等を有しない＝0点

### (3) 審査項目

#### ①事業全体

- 1 事業の目的が日本語教師養成・研修推進拠点事業の目的にかなっていること。
- 2 事業全体の計画が合理的で実現可能性が高く、また規模としても十分なものであり、日本語教師養成・研修を担う高度人材の育成、地域のニーズに応じた養成・研修を行う人材の育成・確保を推進する拠点が行う事業として、必要な専門人材としての日本語教師の評価、適切な配置確保、処遇改善等の地域への効果が期待できること。
- 3 事業の成果の評価方法が適切であり、日本語教師養成・研修を行う人材の育成・確保を推進する拠点整備の質の向上に資するなどの改善が促される仕組みとなっていること。

#### ②事業実施体制

日本語教育人材の養成・研修に関する十分な実績を有する団体が主体となっており、組織体制が整っていること。また、事業申請者を主体として、地域的かつ多様な関係団体で組織するものとなっており、日本語教師養成・研修を担う高度人材の育成、地域のニーズに応じた養成・研修を行う人材の育成・確保を推進する拠点のネットワーク化を促進するための組織となっていること。

#### ③知見等

組織として、日本語教育に関わる高度な専門人材養成・研修等に関連する十分な知見を有する団体であること、及び日本語教師養成や研修を実施してきた大学・大学院又はそれと同等のレベルを有すると認められる団体であること。

※「日本語教師養成や研修を実施してきた大学・大学院」とは、文化審議会国語分科会「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」（改定版・平成31年3月）に示す日本語教師の専門性として求められる資質・能力とし必要とする「必須の教育内容」50項目等を踏まえた養成・研修を実施していると考えられるものをいう。

#### ④事業内容

##### ア 日本語教師養成、実践研修の担当教員向け研修の実施

日本語教育の参照枠、必須の教育内容等を踏まえた養成課程の教授にかかる研修であり、体制や準備過程が適切であること。

##### イ 連絡協議会・部会等及びその他の取組

- 一 取組内容が事業趣旨を踏まえた適切なものであって、実現可能性が高く、取組の担当部会等も専門性を有する者で構成されていること。
- 二 取組内容が地域に影響を与え、効果的かつ持続可能な仕組み等につながる取組となっていること。

#### ⑤経費の妥当性

事業の内容に対して、妥当な経費が示されていること。また、効率的な運営がなされる工夫が盛り込まれていること。

#### ⑥ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

### (4) 書類審査における選考

書類審査において、審査項目①～⑤について審査委員会の委員の半数以上が0点とした審査項目が1つ以上ある企画については、不合格とする。

## **2 審査委員会における選考**

書類審査を経た企画については、審査委員会の議を経て選考する。審査委員会においては、得点の高いものから地域及び分野の実情等を総合的に判断し、予算の範囲内において選考する。ただし、選考する企画について、企画書に記載された事業経費予定額より低い額でもって選考する場合がある。

評価項目	点数	評価基準						
		とて も 優れている	優れている	や や 優れている	普 通	や や 劣っている	劣っている	審査の対象となる 審査項目として認められる内容がない
①-1	10	10	9	7	5	3	1	0
①-2	10	10	9	7	5	3	1	0
①-3	10	10	9	7	5	3	1	0
②	10	10	9	7	5	3	1	0
③	10	10	9	7	5	3	1	0
④-ア	10	10	9	7	5	3	1	0
④-イ -1	10	10	9	7	5	3	1	0
④-イ -2	10	10	9	7	5	3	1	0
⑤	10	10	9	7	5	3	1	0
⑥	6	<p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。</p> <p>●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（得る母子認定・プラチナえるぼし認定）等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点</li> <li>・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝3点</li> <li>・認定段階3＝4点</li> <li>・プラチナえるぼし認定＝6点</li> <li>・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1点</li> </ul> <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝2点</li> <li>・トライくるみん認定＝3点</li> <li>・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝3点</li> <li>・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝3点</li> <li>・プラチナくるみん認定＝6点</li> </ul> <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユースエール認定＝4点</li> </ul> <p>○上記に該当する認定等を有しない＝0点</p>						